

令和6年度事業実績報告書・令和7年度事業計画書 1
 東部地域包括支援センター

1 基本情報

(1) 事業所情報 (令和7年4月1日時点)

名称	流山市東部地域包括支援センター		
所在地	千葉県流山市野々下2丁目488番地5		
法人名	社会福祉法人 流山あけぼの会		
センター長	崎尾 直子		
職員体制	保健師その他これに準ずる者		3人
	社会福祉士その他これに準ずる者		2人
	主任介護支援専門員その他これに準ずる者		2人
	(事務員)		0人

(2) 担当地域情報 (令和7年4月1日時点)

担当地域	西松ヶ丘1丁目/松ヶ丘1～6丁目/向小金1～4丁目/前ヶ崎/名都借/宮園1～3丁目/思井/思井一丁目/中/芝崎/古間木/前平井/後平井/野々下1～6丁目/長崎1～2丁目		
人口	40,419人		
65歳以上人口	10,703人		26.5%
75歳以上人口	6,682人		
要介護者数・要支援者数	2,171人		20.3%
居宅介護支援事業所	6か所		
介護保険事業所等	訪問介護事業所		10か所
	訪問看護事業所		4か所
	通所介護事業所 (地域密着型含む)		11か所
	通所リハビリテーション事業所		1か所
	訪問リハビリテーション事業所		2か所
	短期入所生活介護事業所		3か所
	短期入所療養介護事業所		1か所
	特定施設入居者生活介護事業所		5か所
	介護老人福祉施設(地域密着型含む)		3か所
	介護老人保健施設		1か所
	認知症対応型共同生活介護事業所		4か所
	認知症対応型通所介護事業所		0か所
	小規模多機能型居宅介護事業所		1か所
	看護小規模多機能型居宅介護事業所		0か所
	定期巡回・随時訪問型訪問介護看護事業所		0か所
ケアハウス		1か所	
地域包括支援センターの運営方針	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の高齢者が可能な限り住み慣れた地域で継続して生活できるよう、医療・介護・福祉・予防のサービスが切れ目なく提供される「地域包括ケア」の中心的役割を担う機関となることを目指します。 ・高齢者の心身の健康保持と生活の安定のために必要な相談援助を行うことにより、保健医療の向上及び福祉の増進を総合的・包括的に継続して支援します。 		
地域特性と課題	<ul style="list-style-type: none"> ・国道6号線を挟み、松戸市、柏市に隣接している。東部地域の高齢化率は過去3年26.5%前後で推移。そのうち75歳以上の後期高齢者が占める割合は6割を超えており、字別では半数以上で高齢化率が30%を超えている状況である。 ・老人会のサロンやふれあいの家など、高齢者が身近に参加できる場が多いものの、地域差がみられている。地域の課題として、交通の便の悪さや地域活動の担い手不足、若い世代や新たに住み始めた住民に対し、地域活動への参加をどう働きかけていくか、高齢者の孤立化が上っており、地域住民同士のつながりの強化が共通のテーマとなっている。 		

令和6年度事業実績報告書・令和7年度事業計画書 2
 東部地域包括支援センター

2 概要(重点目標)

(1) 令和6年度事業報告(重点目標)

重点目標 1	高齢者が住み慣れた地域で、その人らしく暮らしていけるよう、地域の中でのネットワークの構築を目指す。	
	(具体的対策)	①機関誌「絆」の発行、地域への配布。包括支援センターのチラシを地域の拠点となる公共機関、店舗等への配布、介護予防教室(年2回)や出前講座(随時)②地域情報の整備。「生活お役立ち情報」による情報提供。ホームページ、カナミックなどの活用。③地域ケア会議、地域連携推進会議、ケアマネ交流会の開催、民児協定例会への参加により、高齢者が孤立しないよう支援体制を構築していく。障害者関係機関、権利擁護関係機関との連携の推進。地区診断の実施。
	(実績)	①機関誌「絆」の配布(125ヶ所)、全戸回覧の継続。包括ちらしの地域内公共機関・店舗等への配置を継続。介護予防教室(年2回)、いきいきサロンや出前講座(年15回)にて包括の周知を実施。②今年度は医療・社会資源情報を整理、一覧作成を実施。生活お役立ち情報は訪問や来所の際に情報提供で活用。ホームページの情報を適宜更新し、情報のダウンロードができるように変更。③地域連携推進会議(4回)地域ケア個別会議(2回)自立支援型地域ケア会議(1回)ケアマネ交流会(4回)開催。民児協定例会へ参加。今年度は地域連携推進会議を圏域別に行い、「地域の高齢者の見守り」をテーマとして、自治会や民生委員から実際の活動について共有し、全体会では講師を招き、地域ネットワーク作りや介入を拒否する方への対応について開催。権利擁護関係会議、重層的支援会議等に参加。
(評価)	①機関誌や出前講座等での周知活動を継続し、家族や地域住民の方から相談を受け、支援に繋ぐことができた。②情報を整理することで、地域住民や居宅介護支援事業所へ適切な情報提供ができた。③会議の開催や参加により関係機関との支援体制のネットワークを構築できた。地域の多問題を抱えるケースにおいても、重層的支援会議の活用により関係機関とケースを共有し検討対応することができた。権利サポート会議にて事例検討を行い、土業の方に協力を得てその後の問題解決に繋がった。	
重点目標 2	「認知症になっても安心して暮らせるまちづくり」に向け、認知症の理解を深める啓発活動を行うと共に、認知症の方や家族を支援する体制づくりに取り組んでいく。	
	(具体的対策)	①認知症サポーター養成講座、フォローアップ講座を開催。新たに中学校、高校での認知症サポーター養成講座開催を働きかける。出前講座で周知や予防の声掛けを行う。自治会に向け認知症サポーター養成講座や出前講座の働きかけを継続。②あじさい広場(年6回)開催。認知症地域支援推進員会議への参加。出張相談の機会を増やしていけるよう、地域と調整していく。
	(実績)	①認知症サポーター養成講座(年8回307名)、フォローアップ講座(年2回)、出前講座(年4回)、認知症の理解、予防について働きかけた。より身近な地域での講座開催を目指し、新たに地域の中の住民の集まる場に開催の声掛け(計10か所)の働きかけを実施。また、自治会や民生委員に向け、機関誌や会議で働きかけを実施。②あじさい広場(年6回)を継続して開催。認知症地域支援推進員会議への参加。出前講座の際に、相談を受ける体制の継続。
(評価)	①地区内小学校3校・自治会、地区社協、市民向け認知症サポーター養成講座(年3回)を開催できた。新たな場所での市民向け講座を開催した。内容的にも、自治会でのフォローアップ講座にて、地域の中で出来る事について考え意見交換することが出来た。また市と協同して講師を招き講座を開催できた。②あじさい広場は周知活動を積極的に行い、新規参加者の増加に繋がった。今年度は出張相談の体制構築には至らず、出前講座の際に相談を受ける形となった。次年度出張相談の体制構築に取り組んでいく。	
重点目標 3	高齢者が安心して生活できるよう高齢者の権利を守る体制を整える。	
	(具体的対策)	①被害状況を関係機関と共有し、高齢者へ注意喚起を行う。包括来訪者や訪問先、ケアマネへ被害防止に向け情報提供を行う。②ケアマネへ適正な制度活用に向けた情報提供を行う。ケース毎に司法関係者・成年後見推進センターに相談し連携体制を維持する。③地域住民・関係者に虐待予防・早期発見発信の働きかけを行う。個別に対しては市と協働して対応する。
	(実績)	①相談件数7件。うち2件は関係機関と情報共有を行い、注意喚起の資料を自治会への出前講座や訪問来所時に配布。また、民児協、ケアマネのつどいにて最近の消費者被害情報を共有。②ケアマネのつどいや出前講座で成年後見制度やすまいる事業の勉強会を開催し、適正な制度利用に繋がるよう働きかけた。また個別相談に関しては権利サポート会議で事例検討し関係機関と連携を取り支援を行った。相談件数28件、うち申立て6件。③虐待通報7件(うち虐待有判断6件)。機関誌「絆」で住民へ高齢者虐待防止について周知。虐待リスクの高いケースに対し、早期に包括内で共有し対応について検討した。個別のケースでは市と協働し、アドバイザー制度・重層的支援会議を活用し幅広い意見をj得て対応した。
(評価)	①被害状況を共有していくことで住民に対する意識づけや、ケアマネからの被害報告につながっている。速やかに幅広い対象に被害状況を発信できる体制の検討が必要。②個々のケースでは他機関多職種と連携し、支援を積み重ねることで高齢者の権利を守る体制の構築につながった。③住民へ虐待予防を啓発し、地域での見守りについて働きかけた。ケースを通じ市と協働し他機関多職種との連携を図り、適切な支援に繋ぐための体制づくりに努めた。また、早期発見早期対応できるよう、速やかに包括内で共有し支援を検討する重要性を再確認した。	

(2) 令和7年度事業計画(重点目標)

重点目標 1

高齢者が住み慣れた地域で、その人らしく暮らしていけるよう、地域の中でのネットワークの構築を目指す。	
(具体的対策)	①機関誌「絆」の発行、地域への配布。包括支援センターのチラシを地域の拠点となる公共機関、店舗等への配布、介護予防教室(年3回)の開催、出前講座、出張相談の開催。②地域情報の整備。「生活お役立ち情報」による情報提供。ホームページ、カナミックなどの活用。③地域ケア会議、地域連携推進会議、ケアマネ交流会の開催、民児協定例会への参加により、高齢者が孤立しないよう支援体制を構築していく。障害者関係機関、権利擁護関係機関との連携の推進。地区診断の実施。

重点目標 2

「認知症になっても安心して暮らせるまちづくり」に向け、認知症の理解を深める啓発活動を行うと共に、認知症の方や家族を支援する体制づくりに取り組んでいく。	
(具体的対策)	①認知症サポーター養成講座、フォローアップ講座を開催。新たに中学校、高校での認知症サポーター養成講座開催を働きかける。自治会に向け認知症サポーター養成講座や出前講座の働きかけを継続。出前講座で認知症予防について働きかけを行う。②あじさい広場(年6回)開催。認知症地域支援推進員会議への参加。出張相談の機会を増やしていけるよう、地域と調整していく。

重点目標 3

高齢者が安心して生活できるよう高齢者の権利を守る体制を整える。	
(具体的対策)	①被害状況を関係機関と共有し、高齢者、ケアマネ、関係機関へ注意喚起を行う。②ケアマネへ適正な制度活用に向けた情報提供を行う。ケース毎に司法関係者・成年後見推進センターに相談し連携体制を維持する。③地域住民・関係者に虐待予防・早期発見発信の働きかけを行う。個別に対しては市と協働して対応する。

令和6年度事業実績報告書・令和7年度事業計画書 3
東部地域包括支援センター

3 各業務

	令和6年度事業報告				令和7年度事業計画			
	計画	実施	評価	目標	計画			
総合相談支援業務	1.地域ネットワーク ①地域連携推進会議開催。 ②民生児童委員協議会定例会へ出席。地域ケア会議や勉強会等への参加を依頼し連携強化を図る。 ③地域行事参加や出前講座等により周知活動を継続。機関誌「絆」年3回発行 ④関係機関の連携強化を図り、多職種協働による支援ネットワークを構築していく。地区診断の実施。社会資源情報の更新。 2.総合相談 多様な相談を受け止め、適切な機関・制度・サービスに繋ぎ、継続的な支援に対し地域関係機関と連携を図り、取り組んでいく。 研修に参加し職員のスキルアップを図る。	総合相談	電話 1,605件 来所 453件 訪問 813件 その他 13件 計 2,884件	1.地域ネットワーク ①圏域毎連携推進会議では高齢者の見守りの現状と課題について自治会・民生委員の話を聞き意見交換。参加者同士のつながりが出来た。②民生児童定例会でのケース検討や包括主催の会議へ参加を通じて民生委員との連携強化を図った。③地域行事や出前講座(年15回)、ホームページにて地域全体へ包括周知を図った。機関誌年3回発行。 ④会議や個々のケースを通じて関係機関との連携強化を図った。医療情報に絞り、提供しやすい形で情報更新できた。 2.総合相談 地域住民、民生委員、関係機関からの相談を受け、必要な支援に繋がることができた。ケースに応じケアマネや行政、関係機関と連携し対応。	高齢者が住み慣れた地域で、安心して暮らしていけるよう地域ネットワークをより強固なものにしていく。 地域の相談窓口としての包括の周知を図り、適切な対応ができる。	1.地域ネットワーク ①地域連携推進会議開催。 ②民生児童委員協議会定例会へ出席。地域ケア会議や勉強会等への参加を呼びかけ、連携強化を図る。 ③地域行事参加や出前講座等により周知活動を継続。機関誌「絆」年3回発行。より身近な地域での相談ができるよう地区診断に基づき出張相談を開催する。 ④関係機関の連携強化を図り、多職種協働による支援ネットワークを構築していく。 2.総合相談 ①多様な相談を受け止め、適切な機関・制度・サービスに繋ぎ、継続的な支援が行われるよう地域関係機関と連携を図り、取り組んでいく。社会資源情報の更新。 ②研修に参加し職員のスキルアップを図る。		
		地域包括支援ネットワーク構築	「地域の高齢者の見守り」をテーマとして地域連携推進会議を開催。ケアマネのつどいと合同で、講師を招き高齢者を支える地域ネットワーク構築、介入を拒否する方への支援について共有した。民児協定例会、地区社協行事、出前講座にて、包括の周知や連携強化に努めた。ケースを通じて多職種連携強化を図った。					
		実態把握	要支援認定を受けた方で、必要性の高い方や民生委員・地域住民などからの依頼のあった方に対して実態把握を実施し必要な支援に繋いだ。					
		その他	出前講座の後に、個別相談対応を継続。職員の研修参加(年26回)					
権利擁護業務	1.虐待対応 ①支援が必要な場合、市や関係機関と連携・協働し、迅速に対応する。 ②虐待防止ネットワークへ出席し、虐待に関する情報を共有し、関係機関等と虐待対応について協働する。 ③虐待予防、早期発見・発信の取り組みを行う。 2.消費者被害防止等 ①被害相談があった際は、消費生活センター等の関係機関に情報提供・連携し、被害回復に向け支援を行う。 ②高齢者、ケアマネに向け被害防止の周知・注意喚起を行う。 3.成年後見制度 ①判断能力の不十分な高齢者に対し、関係機関と連携し適正な成年後見制度の活用を支援する。 ②関係者・地域住民に向け、制度の正しい理解・普及啓発を行う。	虐待の防止・対応	通報受理件数 (実) 7回 (うち虐待ありと判断) (実) 6件 ①市や関係機関と連携・協働し対応。判断が難しいケースはアドバイザー相談を利用。②虐待防止ネットワークへ出席し関係機関と情報共有し協働して対応。③機関誌・パンフレット・家族の会等で住民へ虐待予防に関する普及啓発を実施。	1.虐待対応 ①②ネットワーク会議に出席し情報を共有し関係機関と連携を図りケース対応した。③住民に対し地域での見守りや虐待予防の視点で働きかけることができた。 2.消費者被害防止等 ①実害はなかったが、相談があった中の2ケースについて、消費生活センター、生活安全課と情報を共有した。 ②相談があった被害の傾向についての資料の配布や出前講座にて住民やケアマネに対し注意喚起を行った。見守りの目を増やすためより広い範囲へ注意喚起を行う必要がある。 3.成年後見制度 ①多職種他機関と連携を図り制度利用に繋がることが出来た。相談件数は増加。 ②住民やケアマネに制度の正しい理解について働きかけることができた。	高齢者の権利侵害を未然に防ぎ、権利が守られていないケースにおいて、積極的に介入し人権・権利を守るよう迅速に対応する。	1.虐待対応 ①支援が必要な場合、市や関係機関と連携・協働し、迅速に対応する。 ②虐待防止ネットワークへ出席し、虐待に関する情報を共有。 ③虐待予防、早期発見・発信の取り組みを行う。 2.消費者被害防止等 ①被害相談があった際は、消費生活センター等の関係機関に情報提供・連携し、必要な支援を行う。 ②高齢者やケアマネを含む関係機関に向け被害防止の周知・注意喚起を行う。 3.成年後見制度 ①判断能力の不十分な高齢者に対し、関係機関と連携し適正な成年後見制度の活用を支援する。 ②関係者・地域住民に向け、制度の正しい理解・普及啓発を行う。		
		消費者被害の防止・対応	相談は7件、実害なし。消費生活センターと協力し、出前講座を実施。消費生活センター、生活安全課と被害状況について共有し、被害関連資料をケアマネのつどい、ブロック会議、地域住民に配布。					
		成年後見制度等の普及啓発	出前講座やケアマネのつどいで制度について説明。ケースについて、成年後見関連会議で多職種他機関と連携を図った。					
		判断能力を欠く状況にある人への支援	成年後見制度 (実) 28件 (うち申立て支援) (実) 6件 (うち市長申立て) (実) 2件 日常生活自立支援事業 (実) 2件 ケースの状況に応じ、成年後見推進センターや市民後見人の会、法律専門職等の関係機関へ繋いでいる。					
包括的・継続的ケアマネジメント支援業務	1.関係機関とのネットワークの構築支援 2.ケアマネ同士のネットワーク構築支援 3.ケアマネの実践力向上支援 4.個々のケアマネへのサポートの充実を図る 5.居宅介護支援事業所の主任ケアマネとの連携	体制構築	ケアマネ交流会 (回) 7回 (延) 7回 高齢者の権利を守る制度、高齢者への意思決定支援又、介入を拒む方への支援の在り方をテーマに交流会を実施。	1.関係機関とのネットワークの構築支援 「地域連携」「障害者支援との連携」をテーマに関係機関と事例を交えて具体的な支援方法について勉強会を開催。 2.ケアマネ同士のネットワーク構築支援 ケアマネ同士の横の繋がりの強化を目指して研修会の中で意見交換を行った。 3.ケアマネの実践力向上支援 「高齢者の権利を守る制度」「高齢者への意思決定支援」を通してケアマネの実践力の向上を目指した。 4.個々のケアマネへのサポートの充実を図る 支援困難ケースを中心に一緒に考える(対応していく)というチーム感を重視し、ケアマネに寄り添ったサポートを心掛けた。 5.居宅介護支援事業所の主任ケアマネとの連携 地域ケア個別会議への参加や個別ケースを中心に連携を図った。	包括的・継続的ケアマネジメントを対象とするすべての高齢者に提供するために包括的・継続的ケアマネジメントの実践が可能な環境整備と個々のケアマネのサポートを行う。	1.関係機関とのネットワークの構築支援 2.ケアマネ同士のネットワーク構築支援 3.ケアマネの実践力向上支援 4.個々のケアマネへのサポートの充実を図る 5.居宅介護支援事業所の主任ケアマネとの連携		
		ケアマネへの個別支援	相談件数 (延) 372件 各ケアマネに合わせたサポートを心掛け適切な役割で関わることができるよう包括内で共有・検討を行ないサポート体制を整えた。					
		地域ケア会議	推進 4件 個別 2件 自立支援型 1件 【構成員】歯科医師・歯科衛生士・管理栄養士・理学療法士・作業療法士・ケアマネ・障害相談支援員・民児協・地区社協・自治会・生活支援コーディネーター・行政・主任ケアマネ・社会福祉士・看護師					
		その他	高齢者虐待の対応ケースにおいて担当ケアマネとの連携を図り対応した。対応時に双方の役割の理解不足や対応方針の相違があったりと共通認識のもと対応することが困難な事例が発生。改めて高齢者虐待の対応について研修等を開催し継続的に理解を深めることが必要であると再認識。次年度の課題となっている。					
第一号介護予防支援事業(介護予防ケアマネジメント)	1.介護予防ケアマネジメント業務を適切に実施する。自立支援の視点を持った適切なケアマネジメントに努めていく。 2.制度や地域の活動を理解し、ケアマネや地域住民への情報提供を行い、適切な活用につなげていく。	包括作成件数	総合事業対象者 12件 要支援1 742件 要支援2 632件 小計 1,386件 総合事業対象者 52件 要支援1 1,029件 要支援2 852件 小計 1,933件 合計 3,319件	1.自立支援の視点を持ち、サービスの適正な利用ができるよう、ケアマネジメント力の向上が必要。 2.社会資源情報を整理し、情報提供した。機関誌を活用し地域内の活動の場であるふれあいの家を周知した。	1.介護予防ケアマネジメント業務を適切に実施する。自立支援の視点を持った適切なケアマネジメントに努めていく。 2.制度や地域の活動を理解整理し、ケアマネや地域住民へわかりやすい形で情報提供を行う。			
		委託事業所作成件数	社会資源をケアマネジメントに生かせるようお役立ち情報を地域住民や関係者へ配布。					
事業間連携	1.認知症ネットワーク ①あじさい広場の開催。 ②認知症サポーター養成講座の開催。 ③早期相談、対応に繋がられるよう、包括の周知を継続し、住民が気軽に相談できる環境を整える。 2.介護予防のための取り組み ①介護予防教室開催 ②出前講座等で地域へ出向き介護予防の為の普及啓発を行う。 ③地域の社会資源情報の把握及び周知。	一般介護予防事業	しっかりと食べて元気に過ごすをテーマに「口腔の健康、栄養の摂り方」7名参加。 「自宅で取り入れられる運動」28名参加。	1.認知症ネットワーク ①「グループホーム等の施設について」「介護者のメンタルケア」「エンディングノート、遺言」の講座を実施。 ②新たな地区で講座開催目指し地域内の計8か所に開催を働きかけた。結果、薬局、有料老人ホームで養成講座を開催。中学校へ働きかけを継続中だが開催に至らず。 ③認知症関係の講座にて早期発見早期対応の重要性を周知した。 2.介護予防のための取り組み ①場所やテーマを変え2か所を実施。運動に対しての市民の関心の高さが見られた。行きたくてもいけないという声があり、開催場所について再検討が必要。 ②出前講座にて介護予防について住民へ働きかけをした。 ③ふれあいの家の新規情報を把握し機関誌「絆」について周知。	1.認知症になっても住み慣れた地域で安心して過ごすことができるよう、認知症の方やそのご家族を支援する体制を構築する。 2.介護予防のための取り組み ①介護予防教室開催 ②出前講座等で地域へ出向き介護予防の為の普及啓発を行う。 ③地域の社会資源情報の把握及び周知。			
		生活支援体制整備事業	地域ケア会議、地域連携推進会議にて生活支援コーディネーターと連携を図った。					
		在宅医療介護連携推進事業	市民啓発班委員として市民公開講座開催、おうち療養紙の発行に参加。最期まで自宅で自分らしく過ごす為の情報の周知を実施。					
		認知症の人やその家族への支援	認知症サポーター養成講座 (回) 8回 (延) 307人 家族会 (回) 6回 (延) 44人 認知症地域支援推進員としての活動 認知症地域推進員会議へ参加。 相談ケースはなし。検討部会にてケースを共有。					
その他	フォローアップ講座で若年性認知症をテーマに、認知症の方や介護する家族、医師を講師に地域で認知症の方を見守る必要性や方法について話し合った。出前講座は地区社協、自治会、ふれあいの家等で7回実施。認知症専門医等の医療情報の収集整理を行い、情報提供がしやすい形を整えた。							